

医療安全管理指針

1. 基本理念

医療の場では医療従事者の不注意が単独、あるいは重複したことによって医療上望ましくない事態を引き起こし、患者の安全を損なう結果となり兼ねない。患者の安全を確保するためには、まず我々医療従事者の不断努力が求められる。さらに日常診療の過程にいくつかのチェックポイントを設けるなど、単独の過ちが即ち医療事故という形で患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考えをもとに、それぞれの医療従事者が個人レベルで行う事故防止対策と医療施設全体の組織的な事故防止対策を推し進めることによって医療事故をなくし、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることが目標である。当院においては病院長のリーダーシップのもと、医療安全対策委員会を中心に全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものと全職員の積極的な取り組みを要請する。

2. 用語の定義

本指針で使用する主な用語の定義は以下の通りとする。

- 1) 医療事故…医療の過程において患者に発生した望ましくない事象、また医療提供側の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。
- 2) 医療過誤…医療の過程において医療従事者が当然払うべき業務上の注意義務を怠ったため、発生した望ましくない事象。(過失の存在を前提)
- 3) 本院…協和マリナホスピタル
- 4) 職員…本院に勤務する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語療法士、臨床工学士、栄養士、事務職、MSW などあらゆる職種を含む。
- 5) 上席者…当該職員の直上で管理的立場にある者
- 7) インシデント…患者に障害を及ぼすには至らなかったが、日常の診療現場で“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした事象をさす(偶発事象)
- 8) アクシデント…いわゆる医療事故を意味し、医療行為の中で患者に障害及び既に損害が発生しているものをさす。
- 9) リスクマネジメント…マネジメントの一領域として組織が使命や理念を達成するための資産や活動に及ぼすリスクの影響からもっとも費用効率が良く組織を守るための一連のプロセスをさす。

3. 組織及び体制

本院内における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき本院に以下の役割及び組織等を設置する。

- 1) 医療安全対策委員長
- 2) 医療安全対策委員会(医薬品安全管理責任者や及び医療機器安全管理責任者を含む)
- 3) 医療に係る安全確保を目的とした報告
- 4) 医療に係る安全管理のための研修